

平成21年9月9日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 市川智祥

平成19年(行コ)第202号 損害賠償請求権等行使請求控訴事件(原審・静岡

地方裁判所平成17年(行ウ)第16号)

口頭弁論終結日 平成21年3月2日

判 決

静岡県島田市

控訴人(原告)

静岡県島田市中溝町1414番地

控訴人(原告)

松本敏

静岡県島田市細島685番地の1

控訴人(原告)

桜井洋子

静岡県島田市伊太2350番地の32

控訴人(原告)

津田恵子

静岡県島田市

控訴人(原告)

静岡県島田市稻荷4丁目18番34号

控訴人(原告)

福田正男

控訴人ら訴訟代理人弁護士

藤森克美

静岡県島田市中央町1番の1

被控訴人(被告)

島田市長

桜井勝郎

訴訟代理人弁護士

河村正史

同

増 田 和 裕

主

文

1 原判決を以下のとおり変更する。

(1) 被控訴人に対し、別表1ないし12記載の財務会計行為の違法を理由として桜井勝郎に対して損害賠償請求及び有限会社島田鉄工環境システムに対して不当利得返還請求をすることを求める部分の訴えを却下する。

(2) 被控訴人は、桜井勝郎及び有限会社島田鉄工環境システムに対し、それぞれ162万6393円及びこれに対する平成18年4月29日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

(3) 控訴人ら及びその余の第一審原告らのその余の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、第1審、2審を通じ、これを10分し、その1を被控訴人の、その余を控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2(1) 主位的請求

被控訴人は、桜井勝郎及び有限会社島田鉄工環境システムに対し、連帶して1169万8717円及びこれに対する平成18年4月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

2(2) 予備的請求

被控訴人は、桜井勝郎及び有限会社島田鉄工環境システムに対し、連帶し

て523万5187円及びこれに対する平成18年4月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1(1) 島田・榛原地区広域市町村圏組合（以下「広域組合」という。）は、ごみの処分等を共同処理するため、静岡県に所在する島田市、榛原町、吉田町、金谷町、川根町、中川根町及び本川根町（以下「島田市外6町」という。）により構成された一部事務組合であるところ、平成15年4月1日、有限会社島田鉄工環境システム（以下「シ社」という。）との間で、廃プラごみ処理業務委託契約（以下「本件契約」という。）を締結した。広域組合は、平成17年3月31日、解散したところ、島田市外6町は、同年4月1日、シ社との間で、本件契約を引き継ぐ内容の廃プラごみ処理業務委託変更契約（以下「本件変更契約」という。）を締結した。本件変更契約は、市町村合併により島田市、吉田町、川根町、川根本町及び牧之原市（以下「島田市外4町」という。）が承継したところ、島田市外4町は、平成18年3月1日、シ社との間で、本件変更契約を平成18年3月31日で終了させ、島田市外4町がシ社に対し清算金を支払う旨の廃プラごみ処理業務委託変更契約（以下「本件清算契約」という。）を締結した。

(2) 本件は、島田市の住民である控訴人ら及びその余の第一審原告らが、広域組合の管理者であった桜井勝郎（以下「桜井」という。）が競争入札の方法によらず随意契約の方法によりシ社との間で本件契約を締結したこと（支出負担行為）は違法、無効であり、したがって、広域組合が本件契約に基づい

てシ社に支出した委託料について管理者である桜井のした支出命令も違法であり、島田市長である桜井のした本件変更契約（支出負担行為）も違法・無効になる、したがって、本件変更契約に基づいてシ社に支出した委託料について島田市長である桜井のした支出命令も違法であり、更には島田市長である桜井のした本件清算契約（支出負担行為）も違法・無効であるから、これに基づき島田市がシ社に支出した清算金について島田市長である桜井のした支出命令も違法であると主張して、広域組合監査委員に対して住民監査請求を行った上で、島田市の市長である被控訴人に対し、地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号に基づき、桜井に対する損害賠償請求権及びシ社に対する不当利得返還請求権の各行使を求めるものである（主位的に1169万8717円及びこれに対する平成18年4月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払、予備的に523万5187円及びこれに対する平成18年4月29日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求することを求める。）。これに対し、被控訴人が、本件訴えは不適法であり、適法であるとしても、本件契約の締結等の各財務会計行為について違法はないなどと主張して、控訴人ら及びその余の第一審原告らの請求を争う事案である。なお、本件で問題とされる財務会計行為は、別表記載のものである（以下これを総称して「本件各財務会計行為」といい、個別に「財務会計行為1」などという。）。

- (3) 原判決は、本件訴えのうち、本件契約締結（支出負担行為・財務会計行為1）の違法及び平成15年度の委託料の支出（合計2530万9086円）に係る支出命令（財務会計行為2ないし13）の違法を理由として桜井に対す

る損害賠償請求権及びシ社に対する不当利得返還請求権の各行使を求める部分の訴えをいずれも却下し、控訴人ら及びその余の第一審原告らのその余の請求（財務会計行為14ないし39の違法を理由とする部分）をいずれも棄却したところ、控訴人らだけが控訴をした。そうすると、控訴人らの控訴により原判決の確定が妨げられ、当該訴訟は全体として上訴審に移審するものである（ただし、上訴しなかった第一審原告らは上訴人にはならない（最高裁判平成9年4月2日大法廷判決・民集51巻4号1673頁参照。）。

2 前提となる事実（証拠を掲記する事実以外は当事者間に争いがない。）

- (1) 広域組合は、ごみの処分等を共同処理するため、静岡県に所在する島田市外6町により構成された一部事務組合である。その管理者には、平成14年度から平成17年3月31日まで、島田市の市長であった桜井が就任していた。
- (2) 広域組合は、平成15年度から、廃プラスチックごみを、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づきリサイクルするため、同法に規定する「分別基準適合物」の作成・保管及び再商品化事業者への引渡し、処理残渣の処分といった、廃プラスチックの中間処理業務（以下「本件事業」という。）を行うこと及びこれを民間に委託することを決めた。
- (3) 広域組合は、委託先の選定について、当初は制限付き一般競争入札の方法によることとしていたが、その後、随意契約の一種である事業計画提案方式により選定された業者と契約を締結することとし、入札参加申請をしていた鈴木産業有限会社（以下「鈴木産業」という。）、有限会社島田リサイクルセン

ター（以下「島田リサイクル」という。）及びシ社の3社を委託先候補とした。そして、広域組合管理者桜井、同助役、同事務局長、同事務局次長、島田市民生部長の5名からなる業者選定委員会は、平成14年11月25日、上記3社から提出された事業計画書等に基づき審査をし、シ社を委託業者に選定した。

(4) 広域組合管理者桜井は、上記選定に基づき、平成15年4月1日、シ社との間で、次のとおりの内容の本件契約を締結した（財務会計行為1。乙3の1）。

ア 委託期間 平成15年4月1日から平成20年3月31日までの5年間

イ 業務内容 本事業

ウ 施行場所 島田市所在の広域組合不燃物処理センター内

エ 委託料 2億0422万5000円（消費税を含む。以下「本件委託料」という。）

オ 支払方法 広域組合は、シ社に対し、本件委託料を、平成15年5月から平成20年4月まで毎月340万3050円ずつ（ただし、初回は344万5050円）支払う。

(5) 広域組合は、本件契約に従い、広域組合管理者桜井の支出命令に基づき、平成15年度及び平成16年度分の委託料（平成15年4月分から平成17年3月分まで）月額340万3050円（ただし、平成15年4月分は344万5050円）を支出し、シ社に支払った（財務会計行為2ないし25）。

(6) 広域組合を構成する島田市外6町は、広域組合規約13条3項に基づき、本件委託料の支払原資とするため、それぞれ4半期ごとに、70%を廃ブ

ラスチックごみの搬入量割、30%を均等割の方法で算出された分担金を広域組合に納付した（乙19）。なお、島田市が納付した金額は、平成15年4月分から同16年3月分までが1946万3691円、平成16年4月分から同17年3月分までが1701万5264円である。また、金谷町が納付した金額は、平成15年4月分から同16年3月分までが584万5395円、平成16年4月分から同17年3月分までが606万4848円である。

- (7) 控訴人ら及びその余の第一審原告らは、島田市の住民であるところ、平成17年3月30日、広域組合監査委員に対し、広域組合管理者桜井が特定の団体に利益誘導する意図で競争入札を随意契約の方法に改めて本件契約を締結し、これによりシ社に委託料を支出したことは違法であるなどと主張して、桜井及び関係職員に対し、広域組合が被った損害の賠償を命ずる措置を勧告するよう求める住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）を行った。
- 広域組合監査委員は、同月31日、控訴人ら及びその余の第一審原告らに對し、本件監査請求について、広域組合が同日をもって解散することから、本件監査請求の審査に係る相当な期間もなく、結論を出すことができない旨を通知した（以下「本件通知」という。）。それに対し、控訴人ら及びその余の第一審原告らは、同年4月12日付けで、広域組合監査委員に対し、本件通知の趣旨が明確でないとしてその趣旨を問い合わせる書面を送付した（甲3）。

- (8) 広域組合は、平成17年3月31日、解散し、広域組合の行っていた本件事業は、地域の区分に応じて構成団体である島田市外6町がそれぞれ承継す

ることになった（法292条、255条、地方自治法施行令5条1項前段参考照）。

(9) 島田市外6町は、平成17年4月1日、シ社との間で、本件変更契約を締結するとともに（乙14。財務会計行為26）、島田市と6町との間で覚書を締結した（乙15）。本件変更契約締結後の委託料の負担及び支払については、覚書に従い、6町が、それぞれ4半期ごとに、従前と同じ分担率に従つて算出された分担金を島田市に納付し、島田市が島田市外6町を代表して、シ社に対し、毎月340万3050円を支払うこととされた。なお、島田市において本件変更契約の締結という支出負担行為をしたのは島田市長桜井である。

本件変更契約の内容は、以下のとおりである。

ア 委託期間 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの本件
契約の残存期間

イ 業務内容・施行場所 本件契約と同じ。

ウ 委託料 本件契約の残存債務総額1億2250万9800円（消費税
を含む。）

エ 支払方法 島田市外6町は、シ社に対し、毎月340万3050円ずつ
支払う。

委託期間の変更があった場合は、残存債務に基づき清算する
ものとする。

(10) 控訴人ら及びその余の第一審原告らは、平成17年5月2日、島田市監査
委員に対し、島田市が同年4月1日本件事業の事務を引き継いだから、本件

監査請求を島田市において審査し、60日以内に監査結果を出すよう求める「申し入れ書」と題する書面を提出した（甲4）が、同監査委員からの回答はなかった。

そこで、控訴人ら及びその余の第一審原告らは、平成17年6月24日、本訴を提起した。

(1) 島田市は、本件変更契約及び上記覚書に従い、市長桜井の支出命令に基づき、平成17年4月分から平成18年3月分までの委託料をシ社に支払った（財務会計行為27ないし38）。島田市が負担して支払った金額は1753万2172円、金谷町が負担した金額は591万1344円である。

なお、平成17年5月5日、島田市と金谷町は合併した。

(2) 本件変更契約上の地位は、その後の市町村合併により島田市外4町が承継したところ、島田市外4町は、他の施設で廃プラスチックごみの処理が可能となったため、平成18年3月1日、シ社との間で、本件変更契約を期限前の平成18年3月31日で終了させ、島田市外4町がシ社に対し清算金を支払う旨の本件清算契約を締結して（乙17。財務会計行為39）、2293万2000円をシ社に対する残存債務額として清算することとし、これを平成18年4月29日までにシ社に支払った（財務会計行為39）。島田市は、上記金額のうち1316万4829円を負担した（乙18の1）。なお、上記清算額の2293万2000円は、本件委託料の積算根拠の一つとして挙げられていた5年償却予定の「設備投資機械・建物改修・解体・運搬機、解体費」分の金額5733万円（消費税込み）の2年分相当の額（消費税込み）を機械的にその額としたものであった（乙4、18の1）。なお、島田市に

おいて本件清算契約を締結するという支出負担行為をし、これに基づく支出命令（財務会計行為39）を発したのは、島田市長桜井である。

3 爭点及び争点に対する当事者の主張

(1) 爭点及び争点に対する当事者の主張は、下記(2)に当事者の当審における主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の3項及び「第3 爭点に対する当事者の主張」の各項（原判決7頁2行目から同32頁15行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 当事者の当審における主張

ア 控訴人ら

(ア)a 桜井は、広域組合の管理者として、本件事業の委託先を一般競争入札の方法で選定することを決め、平成14年10月11日、その旨の公告をすることを決裁したが、シ社やその出資者である島田鉄工協同組合の要請を容れて、シ社に本件事業を委託しようと考え、同月16日、委託先を事業計画提案方式により選定された業者と契約を締結する方法に変更し、その手続を広域組合事務局次長の ~~××~~) に指示した。

委託先の候補とされたシ社、鈴木産業、島田リサイクルの3社は、同年11月11日、広域組合事務局に対し、本件事業の事業計画書及び見積書を提出した。

~~××~~ は、同年11月17日、3社の見積書を確認したところ、シ社の見積金額が他の2社より高く、また、一番低い島田リサイクルの見積金額でも、既に専決処分していた債務負担行為の金額2億0500

万円を越えていた。

××は、同年11月19日午前、桜井に対し、上記各見積金額及びこのままでは広域組合の再度の議決が必要であることを伝えた。そうすると、桜井は、××に対し、後で連絡するので待つよう伝えた上、同日午後になって、シ社が書類を持ってくるので前のと交換するよう指示した。シ社の関係者は、同日夕方、市長から連絡があったと思うけどと告げて、広域組合事務局を訪れ、見積書の金額部分を差し替えた。この結果、シ社の見積金額は減額されて1億9450万円となつて、債務負担行為の額の範囲内となり、しかも3社の中で一番低い金額となった。

b 業者選定委員会は、同年11月25日、審査会を開き、一番低い金額を提示したことを理由に、シ社を本事業の委託業者に選定した。

c 上記のように、桜井は、シ社に本事業を委託させる目的で、本事業の委託業者の選定を一般競争入札の方法から事業計画提案方式の方法に変更した上、シ社に対し、他の2社の見積額等を開示し、見積書を差し替えさせるなどして、シ社を本事業の委託業者に選定したものである。したがって、本件契約の締結は、違法、無効なものである。

また、本件契約が違法、無効である以上、本件変更契約、本件清算契約も違法、無効である。

(イ) 本事業の業者選定については、上記のように競争が阻害されて締結されたが、公正な競争入札が行われていれば、債務負担行為の金額2億

0500万円より5%ないし10%低い金額で本件事業を実施できたはずである。

本件事業によりシ社に支払われた委託料等は、平成15年度分が4087万8600円、平成16年度分及び平成17年度分が各4083万6600円、清算金2293万2000円の合計1億4548万3800円であるところ、そのうち島田市（合併した旧金谷町分も含む。）の負担額は、8499万7543円となる。

したがって、島田市の被った損害は、少なくとも598万8466円ないし1197万6932円を下らない。

イ 被控訴人

(ア) 桜井は、シ社やその出資者である島田鉄工協同組合の要請を容れて、シ社に本件事業を委託しようと企図したことではなく、また、シ社に対し、他2社の見積額等を開示し、見積書を差し替えさせるなどしたこともない。

(イ) シ社の見積額は、他の2社より低くなったのであるから、結果として、広域組合に損害は発生していない。

(ウ) 本件契約の締結行為の違法については、適法な監査請求を前置していないから、住民訴訟の審理の対象にはならないことが明らかである。そして、法的安定性を図る目的で監査請求期間を制限したという法の趣旨を考慮すると、本件契約を原因行為とする平成16年4月以降の委託料の各支出の違法性の判断をするに際しても、本件契約の締結行為に違法事由があることを判断の基礎とすることはできないというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 一部事務組合とその解散について

一部事務組合は、地方公共団体の行う事務の一部を他の地方公共団体と共同で処理するために設立されるもので、法人格を有し（法1条の3第1項、第3項、2条1項）、規約において共同処理するものとされた事務（法287条1項3号）の処理機能は、構成団体である地方公共団体から一部事務組合に移転するものである。そして、一部事務組合が解散する場合（法288条）、特に清算の手続は設けられていないのであり、解散した組合が処理していた事務については、法292条、255条、地方自治法施行令5条1項前段に基づき、それぞれの地域の区分に応じて関係地方公共団体が当然に承継するものと解される（したがって、解散時に一部事務組合に係属していた監査請求に係る事務も、当然に監査の対象となった事務を承継する関係地方公共団体の事務として承継され、当該地方公共団体の監査委員が処理すべき事務になると解される。）。もっとも、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によってこれを定めるとされている（法289条）。

2 本件訴えの適法性について

(1) 本件は、法242条の2第1項4号に基づき、島田市長桜井に対し、別表記載の財務会計行為が違法であることを理由に、「当該職員」（広域組合管理者であった桜井又は島田市長である桜井）に対し損害賠償を請求するよう求めるとともに、「広域組合ないし島田市の財務会計行為に係る相手方」であるシ社に対し不当利得の返還請求をするよう求めるものである。

(2) ところで、広域組合管理者桜井のした財務会計行為（財務会計行為1ない

し25)に係る請求については、「島田市の執行機関」に対して、「広域組合の職員に対する損害賠償請求」ないし「広域組合の財務会計行為に係る相手方に対する不当利得返還請求」をするよう求めるものであるから、このような請求が適法か否か検討する必要がある。

この点については、第2の2(8)のように、一部事務組合である広域組合は平成17年3月31日、解散したから、広域組合の行っていた本件事業は、地域の区分に応じて構成団体である島田市外6町がそれぞれ承継したものである。したがって、広域組合監査委員に対しても本件監査請求の処理の事務も本件事業を承継した島田市外6町が対応部分をそれぞれ承継し、島田市外6町の監査委員がそれぞれ処理すべきものになるのである。仮に控訴人らが主張するように広域組合が桜井に対し損害賠償請求権を、シ社に対し不当利得返還請求権を有するとした場合、当該損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権も、広域組合の解散後は、本件事業をそれぞれ承継した島田市外6町が、その経費の分担割合に応じて、当然に分割承継すると解される（なお、これを地方自治法289条の財産処分の問題として、関係地方公共団体の協議の対象として捉えるのは相当でないというべきである。けだし、上記損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権は本件事業の処理に密接に関連して発生したもので、本件事業と密接な関係にあり、その帰属先を、本件事業の承継の問題と切り離して、関係地方公共団体の協議により自由に定め得るとすることは相当でないからである。）。そして、後記のとおり、島田市と金谷町は平成17年5月5日合併したから、金谷町が承継した損害賠償請求権及び不当利得返還請求権を合併後の島田市が更に承継して、以後島田市の監査

委員がその分に係る監査請求をも処理すべきものとなったというべきである。

そうすると、本件では、広域組合の解散後は島田市外の構成団体の執行機関が法242条の2第1項4号にいう「当該普通地方公共団体の執行機関」になるのであり、島田市の執行機関に対し、合併前の島田市及び金谷町が承継した部分に係る損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権の行使を求めることは適法である。

(3) 次に、監査請求前置の要件を充足しているか否かについて検討する。

ア まず、島田市長桜井のした財務会計行為（財務会計行為26ないし39）について、監査請求前置の要件を充足しているといえるか問題となる。すなわち、控訴人ら及びその余の第一審原告らの行った本件監査請求は、広域組合監査委員に対し、広域組合管理者桜井のした本件契約締結及び支出命令（財務会計行為1ないし25）が違法であるとして、桜井及び関係職員に対し、広域組合が被った損害の賠償を命ずる措置を勧告することを求めるものであるところ、財務会計行為26ないし39に係る請求については、島田市の執行機関である市長桜井のした本件変更契約締結（財務会計行為26）及び本件清算契約（財務会計行為39）の違法、無効等を理由とするものだからである。もっとも、上記のように、広域組合の解散に伴い本件事業は当然に島田市外6町に承継されるから、本件契約上の権利義務関係も島田市外6町に当然承継されるものということができる。島田市外6町とシ社との間で締結された本件変更契約はそれを確認する趣旨のものにすぎないものと解するのが相当である。そうすると、本件変更契約の締結及びそれ

に伴う支出命令（財務会計行為26ないし38）は、本件監査請求の対象となつた本件契約締結行為から当然に派生するないしこれを前提として後続することが必然的に予測される行為であるといえる。また、財務会計行為39（本件清算契約の締結と支出命令）も、本件契約が予定していた委託期間経過前に契約関係を終了させることに伴い、償却資産について本件契約上算定される残存債務を清算するだけのものであるから（第2の2[2]），本件監査請求の対象となつた本件契約締結行為から当然に派生するないしこれを前提として後続することが必然的に予測される行為に含まれると解するのが相当である。そして、上記のように、本件監査請求につき、広域組合解散後は、島田市外6町の監査委員が当然にその処理の事務を承継するのであり、しかも、本件監査請求をした者は島田市の住民であるから、島田市の監査委員は、本件監査請求に基づき監査を行って、本件契約が違法、無効であると判断するときは、これから当然に派生するないしこれを前提として後続することが必然的に予測される島田市の行う上記財務会計行為についても必要な措置を講ずるよう勧告すべきことになるのである。そうすると、財務会計行為26ないし39に係る請求についても、監査請求前置の要件を充足するというべきである。

イ(ア) 次に、財務会計行為1ないし12については、当該財務会計行為がされた日から1年の期間を経過した後に監査請求がされていることは明らかである。

そこで、法242条2項ただし書の「正当な理由」が具備されているか否かが問題となるところ、前記前提事実及び関係証拠によれば、本件

監査請求に至る経緯について、次のとおりの事実が認められる。

- a 控訴人福田正男は、島田市議会議員であるが、平成14年9月2日から同月25日までの会期で開催された島田市議会の平成14年第4回定例会において、一般質問を行い、本件事業の民間委託先の選定方法に関し質問を行ったところ、島田市の担当者から、今後広域組合が入札あるいは見積合わせにするか検討することになるが、入札ができる状態であれば入札になると思っているとの説明がされた（乙2）。
- b 本件事業の民間委託先の選定について、平成14年10月11日、制限付一般競争入札を行う旨の入札執行公告がされた（乙11の1）が、同月28日、入札方式を取り止め、事業計画提案方式に変更した旨の公告がされた（甲7の1、2、乙20）。
- c 平成14年12月18日に開催された広域組合議会定例会において、事務担当者から、平成14年10月8日に本件事業に係る債務負担行為について管理者桜井により専決処分がされ、本件契約の手続は、入札によらずプロポーザル方式、提案型により行われたとの説明がされ、これに対し、上記専決処分を承認する旨の決議がされた（乙9）。
- d 平成15年2月14日に開催された島田市議会議員連絡会において、本件事業について、上記cの事実が報告された（乙1）。なお、控訴人松本敏、控訴人桜井洋子、控訴人津田恵子、第一審原告小澤嘉曜、第一審原告田島建夫、第一審原告木野慎吾及び第一審原告松浦清は当時島田市議会議員であった。
- e 広域組合は、平成15年4月1日、シ社との間で本件契約を締結し、

その後、本件契約に基づき、毎月、シ社に対し、委託料を支出した。

広域組合を構成する島田市外6町は、本件契約締結後、本件契約の支払原資とするため、それぞれ4半期ごとに、定められた額の分担金を広域組合に納付した。

シ社は、平成15年4月1日ころ、本件契約に基づき、島田市に所在する広域組合不燃物処理センターにおいて、本件事業を開始した（乙3の1、弁論の全趣旨）。

f 桜井は、島田市長就任前は、島田鉄工協同組合に加入していた桜井資源株式会社の代表取締役を務めていた。また、島田鉄工協同組合の副理事長を務めていたこともある。シ社は島田鉄工協同組合が100%出資して設立された会社であるところ、シ社の取締役の1人は桜井の政治活動団体である桜井勝郎後援会の役員を務めていた（乙21）。桜井は、島田市長という公の立場にあるため、上記経歴等は概ね一般に知られていた（弁論の全趣旨）。

(イ) ところで、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に対象とする地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、特段の事情のない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって正当な理由の有無が判断されるべきものと解される（最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決・民集56巻7号）

1481頁)。

(ウ) 上記見地に立って本件を検討すると、上記(ア)の事実によれば、広域組合の住民は、相当の注意力をもって調査を尽くせば、本件契約の締結（財務会計行為1）については、本件契約が締結され、シ社が広域組合不燃物処理センターにおいて本件事業を開始した平成15年4月1日には客観的にみて監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知り得たというべきである。また、このように、本件契約の締結について平成15年4月1日には客観的にみて監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知り得たことを前提とすると、財務会計行為2ないし12（本件契約に基づく支出命令）についても、各支出命令の時点において客観的にみて監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知り得たというべきである。ところが、本件監査請求がされたのはそれから1年以上経過した平成17年3月30日である。

(エ) したがって、財務会計行為1ないし12の違法を理由とする請求部分は、適法な監査請求を経ていないから、不適法で却下を免れない。

ウ なお、被控訴人は、控訴人らが広域組合解散の日の前日に広域組合監査委員に本件監査請求をしたことを探して、控訴人らは、住民訴訟の要件具備のためだけに本件監査請求を行ったものであり、このような住民監査請求を前提とした本件訴えは、住民監査請求前置の趣旨に反し違法であると主張する。確かに、広域組合監査委員は、広域組合の解散によりその地位を失うものであるから、広域組合解散の日の前日に広域組合監査委員に本件監査請求がされても、広域組合監査委員としては、本件

監査請求を審理する時間的余裕がなかったものということができる。しかししながら、上記のように、解散時に一部事務組合に係属していた監査請求に係る事務は当然に監査請求の対象となった事務を承継する関係地方公共団体の事務になり、当該地方公共団体の監査委員が処理すべきこととなるのであるから、広域組合が解散し、広域組合監査委員がその地位を失うとしても、本件監査請求に基づき監査ができなくなるという事態にはならないというべきである。したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

(4) 次に、財務会計行為13ないし39について、出訴期間の遵守の有無につき検討する。

ア この点については、本件監査請求があった日から60日を経過した日である平成17年5月30日から30日以内である平成17年6月24日に本件訴えが提起されているから、法242条の2第2項3号に規定する出訴期間は遵守されているということができる。

イ これに対し、被控訴人は、広域組合監査委員が、平成17年3月31日付けの本件通知により、控訴人らに対し、広域組合が同日をもって解散するから本件監査請求について結論を出すことができない旨を通知したところ、これは監査の結果の通知に当たるから、本件では法242条の2第2項1号が適用されると主張する。

確かに、本件通知が本件監査請求が不適法であることを示す趣旨のものないしそうでないにしても監査委員において本件監査請求に基づく監査はこれ以上しないことを確定的に示す趣旨のものであると解されるな



らば、法242条の2第2項1号に準じ、出訴期間は本件通知がされた日から30日以内と解する余地があるというべきである（最高裁平成10年12月18日第三小法廷判決・民集52巻9号2039頁参照）。しかしながら、本件通知は、本件監査請求が不適法であるなどとは何ら述べておらず、広域組合が同日をもって解散するから広域組合の監査委員としてはもはや監査ができないという趣旨を述べるだけのものである。当該事務を承継する島田市外6町の監査委員が本件監査請求に基づく監査をしないことを示す趣旨のものとは到底読み得ないものである（現に、控訴人ら及びその余の第一審原告らは、平成17年4月12日に広域組合の監査委員に対し、本件通知の趣旨が明確でないとしてその趣旨を問い合わせ、その後、5月2日に、島田市の監査委員に対し、本件監査請求に基づき監査をするよう求めているのである（第2の2(7), (10)）。そうすると、本件では、法242条の2第2項1号に準じ、出訴期間を本件通知がされた日から30日以内と解する余地はないというべきである。被控訴人の主張は採用し難い。

ウ そうすると、財務会計行為13ないし39に係る請求は、出訴期間を遵守しており、適法なものということができる。したがって、財務会計行為13（平成16年3月分のゴミ処理委託料（これは平成15年度の委託料の一部をなすものである。）に係る支出命令）に係る請求部分を却下した原判決は、その限度で取消しを免れない。

3 そこで、以下、財務会計行為13ないし39に係る請求について検討する。

(1) この点につき、被控訴人は、財務会計行為1については、監査請求期間の

1年を経過してから監査請求がなされ、もはやその違法を問題にし得ないところ、その趣旨は財務会計行為13ないし39の違法を判断する前提としても妥当するという趣旨の主張をする。しかしながら、確かに適法な監査請求を経ていない財務会計行為1の違法を理由として当該行為に係る損害賠償請求権や不当利得返還請求権の有無を判断することは許されないが、適法な監査請求を経ている財務会計行為13ないし39の違法を理由として当該行為に係る損害賠償請求権や不当利得返還請求権の有無を判断するため、その前提として財務会計行為1の違法、無効を判断することは当然許されるというべきである（問題とされるのは、あくまで財務会計行為13ないし39の違法に係る損害賠償請求ないし不当利得返還請求であるから、それによって法的安定性が害されることにはならない。）。被控訴人の主張は採用できない。

(2) なお、上記のように、一部事務組合である広域組合は、平成17年3月31日、解散し、広域組合の行っていた本件事業は、地域の区分に応じて構成団体である島田市外6町がそれぞれ承継したものである。そして、仮に控訴人らが主張するように広域組合が桜井に対し損害賠償請求権を有するとした場合、当該損害賠償請求権も、広域組合の解散後、本件事業を承継した島田市外6町にその経費の分担割合に応じて分割されて当然に承継されると解される。また、シ社に対する不当利得返還請求権についても、同様である。

(3) そこで、以上を前提にして、次に本件契約締結に至る経過について検討する。前記前提事実、関係証拠（甲5、23の1ないし15、24、乙20ないし22、原審証人山口昭治、同桜井、当審証人×及び同×並びに

関係箇所に掲記の各証拠) 及び弁論の全趣旨を総合すれば、次のとおりの事実が認められる。

ア 広域組合は、本件事業を民間委託するについて、平成14年度一般会計の補正予算を組む必要があった。そこで、広域組合管理者桜井は、平成14年10月8日、本件事業委託費について債務負担行為（金額2億0500万円）の専決処分をした（乙9、甲10）。なお、この債務負担行為の金額は、平成14年12月18日に開催された広域組合議会定例会において事務担当者から説明がされるまでは公表されておらず、本件契約締結の時点ころこの金額を知っていたのは、桜井のほか、広域組合の事務局の職員ら3名に限られていた（当審証人△△）。

イ 広域組合は、本件事業の委託先の選定について、制限付き一般競争入札の方法によることにする旨を決め、平成14年10月11日、入札執行公告（申請書提出期限同月25日、入札日同年11月22日）を行った（甲6、乙10、11の1ないし3）。そして、入札執行公告にあわせて、入札説明書や発注仕様書も用意した（乙11の2、3）。ただし、予定価格は定められなかった。

なお、広域組合では、従来、業務の委託先の選定については、原則として一般競争入札の方式で行うことにしていました（甲24）。なお、本件事業は、必ずしも高度の技術を要する業務ではないものであった。

ウ 島田鉄工協同組合は、本件事業を受注しようと考え、平成14年10月18日、全額を出資して、シ社を設立した（甲21）。そして、シ社は、上記申請書提出期限内に、広域組合に対し、入札参加申請をし、参加が認

められた（甲22の1ないし5）。また、他に2社（島田リサイクル、鈴木産業）からも入札参加申請がされ、認められた。なお、広域組合が発注する事業において入札に参加しようとする業者は、原則として、営業実績2年を要するとする運用がされていた（乙12の1、争いのない事実）が、本件では設立間もないシ社の参加が認められたものである。

エ ところが、上記公告をした後の平成14年10月16日ころ、桜井から本件契約手続の事務を担当する広域組合事務局次長の××に對して競争入札を取りやめるよう指示があった（原審証人桜井、当審証人××、甲24）。広域組合事務局内部ではその点について議論もされておらず、桜井からその理由についてきちんとした説明もなかつたが、広域組合の事務局は、管理者の桜井からの指示であるので、それに従うことにして（当審証人××）、契約を希望する事業者に事業計画等の提出を求めた上、提出された事業計画や見積金額等を検討して委託先を選定するという事業計画提案方式（地方自治法施行令167条の2第1項2号に基づく随意契約に該当する。）に変更することを決め、同月28日、入札手続を事業計画提案方式に変更する旨の公告をした（甲7の1、2、甲19）。ただし、予定価格は定められなかつた。

なお、桜井は、當時、一般競争入札のため事務局が用意していた発注仕様書等の内容も把握しないまま、競争入札は不適当であるとして取りやめを指示したものである（原審証人桜井）。

オ なお、そのころ何度か、シ社の関係者が桜井を訪問し、面会している（当審証人：××）。

カ 広域組合は、平成14年11月1日、ウ記載の3社に対し、受託金額の見積書及びその積算根拠を添付した事業計画書を同月11日までに提出するよう求めたところ、上記3社とも上記期日までに事業計画書を提出した（甲7の1ないし3、甲19、乙4ないし6）。

キ メモは、平成14年11月17日ころ、シ社、鈴木産業、島田リサイクルの各見積書を確認したところ、シ社の見積金額が他の2社より高く、また、一番低い島田リサイクルの見積金額でも2億2425万円（税抜き）であって、既に専決処分していた債務負担行為の金額2億0500万円を越えていることが判明した（甲24、当審証人メモ）。

メモは、同月19日午前ころ、広域組合管理者桜井に対し、上記各見積金額及びこれらがいずれも債務負担行為の金額を超えるという問題点を伝えた。そうすると、桜井は、メモに対し、後で連絡するので待つよう伝え上、同日午後になって、シ社が書類を持ってくるので前のと交換するよう指示した。シ社の関係者は、同日夕方、広域組合事務局を訪れ、見積書とその積算根拠を示す中間処理場施設整備試算表の部分を差し替えた（甲23の14、甲24、乙29、31、当審証人メモ）なお、シ社が見積書等を差し替えたことについては当事者間に争いがないものである。そして、桜井が上記のような指示をしたことについては、証人メモの証言及び甲23の14（メモの手帳）により優に認定できるものであり、その信用性を揺るがすに足りる証拠は提出されていない。）。

差替えの結果、シ社の見積金額は減額されて1億9450万円（消費税込みでは2億0422万5000円）となって、債務負担行為の金額の範

范围内に収まり、かつ、鈴木産業の見積金額である3億7488万円、島田リサイクルの見積金額である2億2425万円より低い金額となった（乙4ないし6）。

ク 業者選定委員会は、平成14年11月25日、審査会を開き、上記3社から提出された事業計画書（乙4ないし6）を審査をし、各事業内容には確たる差がないので、見積金額が最も低く、かつ、債務負担行為の金額（2億0500万円）の範囲内であったシ社を本事業の委託業者に選定することを決定した。ただし、選定審査に関する議事録等は残されていない。

ケ なお、その後、桜井は、シ社が購入することになった廃プラスチック処理機械のメーカーの営業担当者に対し、値引きを求める趣旨の発言をした（原審証人桜井）。

コ 桜井は、広域組合管理者として、平成15年4月1日、シ社との間で、シ社の見積金額1億9450万円（税別）を委託料の額とする本件契約を締結した（乙3の1）。

サ シ社は、本事業が終了すると、本事業以外の事業は何ら行わないまま、平成18年10月31日、株主総会で解散決議をして解散した（甲21、当審証人~~△△△~~）。

(4) 上記のように、シ社が業者選定委員会において本事業の委託業者に選定されたのは、その見積金額が委託先候補の中で最も低く、かつ、債務負担行為の金額（2億0500万円）の範囲内の金額であったことによるものであるが、その見積金額は、シ社から広域組合に一旦提出された後、差し替えられているのである。そして、これについては、~~△△△~~が、平成14年11月1

9日午前ころ、桜井に対し、委託先候補3社の各見積金額（シ社の見積額が最も高い金額となっていた。）及びこれらがいずれも債務負担行為の金額を超えるといった問題点を伝えたところ、桜井が、××に対し、後で連絡するので待つよう伝えた上、同日午後になって、シ社が書類を持ってくるので前のと交換するよう指示し、シ社の関係者が、同日夕方、広域組合事務局を訪れ、見積書と試算表の部分を差し替えたという経緯がある。その結果、シ社の見積金額は減額されて1億9450万円（消費税込みで2億0422万5000円）となり、債務負担行為の金額の範囲内の額（しかも、実際にその99.6パーセントという金額）となったばかりか、他の委託候補先2社の見積金額より低い金額となったのである（(3)キ）。

このような経緯や、債務負担行為の金額を当時知っていたのは桜井の外ごく少数の者しかいなかつたこと（(3)ア）、桜井とシ社とは非常に密接な関係にあつたこと（(3)オ、ケ及び2(3)イ(ア)f）等に照らすと、①桜井は、シ社を委託業者に選定させようと考え、シ社に対し、他の委託先候補2社の各見積金額及び専決処分していた債務負担行為の金額を伝えて、見積金額を差し替えるよう促し、これに基づき、シ社が債務負担行為の金額ぎりぎりの見積金額を本来の期限後になつて差し替えたものと推認されるべきである。

そして、上記の点に加え、②シ社は、本件入札のころ、専ら本事業を受注するため設立されたものである（本事業以外の仕事はしていない（3)ウ、サ）、③本件は、当初一般競争入札によることに決定していたのに、桜井の指示により、事業計画提案方式（随意契約）に変更されたものであるが、事務を担当する広域組合の事務局内部ではその点の議論もされていなかつた

((3)エ), ④いったん決定した一般競争入札の方式をこのように変更する理由についての桜井の説明は非常にあいまいなものである(原審での証言では、桜井は、その理由について、一般競争入札に必要な統一設計書ないし仕様書が用意されていなかったこと及び事務局の担当者があらかじめ特定の企業の機械を使用するように発言したことを挙げているが、原審に提出された桜井の陳述書(乙21)では、後者の点について触れていないのである。また、桜井は、統一設計書ないし仕様書がなかったことが問題だとしながら、原審の証言において、当時、一般競争入札のために事務局が用意していた発注仕様書の内容を何ら把握していないことを自認しているのである。)といった点も総合考慮すると、桜井は、当初から自分と関係の深いシ社に本件事業を受注させることをもくろみ、一般競争入札の方法を探ると情実を入れることが困難になるため、いったん決定された一般競争入札をやめるよう指示し、自分の意向を入れやすい随意契約の方法によることに変えさせ、かつ、シ社に対してのみ債務負担行為の金額等を教え、提出期限が過ぎているのに見積書の金額部分の差替えを認めるよう事務局に指示し、結果としてシ社の提案した条件が一番有利なものになるように図って、シ社を受注先に選定したものであると推認するのが相当である。

なお、見積書を差し替えた理由について、被控訴人申請の当審証人(島田鉄工組合副理事長)は、業界から適格性に疑問がもたれている市外の業者が強い受託意欲を示しているという情報があったため、受注を確実にするため見積書を差し替えたという趣旨の供述をする(乙29の陳述書も同旨)が、その供述は全体にあいまいで、乙31(××)(桜井資源株式会

社の総務部長) の陳述書。「鉄工組合より安く応募している業者があるらしいとの情報がもたらされたので、急遽当初より安い見積書を出すことに決めたと述べるもの。ただし、その情報源は不明であるとする。また、から内部情報をもらったことはない旨述べるもの。) や乙35(同じく※※の陳述書。から「他に低い業者があるから、取れないよ。」と言われ、見積書を出し直したというもの。)とも合致せず、信用し難いといわなければならない。また、乙31及び乙35も、上記のように内容が矛盾しており(乙31は、平成19年10月5日付けのもので、既に控訴理由補充書により控訴人側の新主張の内容が明確に示されている段階で作成されたものであるところ、わざわざ※※から内部情報をもらったことはないと付加している。ところが、その後特段状況も変化していないのに、平成20年12月2日付けて作成された乙35では、※※から内部情報をもらったという陳述内容に変わっているのである。), いずれも信用できない。また、原審証人桜井の供述中上記認定に反する部分も、信用できないというべきである(なお、当審において、控訴人らが新主張を出し、証人※※を申請するなどしたのに対し、被控訴人は、桜井の再証人尋問申請をしていないのである。)。

(5) ところで、法234条1項は、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と定め、同条2項は、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」として、地方公共団体では契約は一般競争入札の方法により締結することを原則とし、これ以外の方法による契約の締結を例外的なものとして位置付け

ている。そして、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項は、このような随意契約の方法により得る場合を限定的に列挙しているところ、本件では、このうち 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するかどうかが問題となるものである。そして、地方公共団体が契約を締結するに当たり競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえないとしても、当該契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該地方公共団体の利益の増進につながる場合には、右契約の締結は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するのであり、これに該当するか否かは、地方公共団体の契約担当者（地方公共団体の長その他契約締結権限を有する者）が、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、その合理的な裁量に基づいて判断すべきものであるとされているところである（最高裁昭和 62 年 3 月 20 日第二小法廷判決・民集 41 卷 2 号 189 頁）。

もっとも、随意契約の方法によって特定の相手方と契約したことにつきいわゆる他事考慮が働いているなど公正を妨げる事情が認められる場合には、その契約担当者の判断は裁量権の濫用になるというべきである。

ところが、本件では、上記認定のように、契約担当者である桜井は、自分と関係の深い事業者を委託先として選定する目的で（いわゆる他事考慮）い

ったん競争入札の方法を探ることにしたのを随意契約の方法に変更したものであるから、明らかに公正を妨げる事情が認められるというべきである。したがって、一般競争入札を随意契約の方法によることにした判断は裁量権の濫用になるというべきで、本件で随意契約の方法によつたことは違法であり、本件契約の締結は違法になるといわなければならぬ（なお、仮に随意契約の方法によつたこと自体は契約担当者の裁量の範囲内であるとしても、本件では、上記(4)①のような公正を妨げる事情の下で委託先の選定が恣意的にされているのであるから、いずれにしても本件契約の締結は、裁量権を濫用したものとして、違法である。）。

そして、本件契約の相手方であるシ社も、桜井から公になっていない債務負担行為の金額を教えて貰い、事業計画書の提出期限後に見積金額の差替えにつき便宜を図つて貰つてのことや桜井との密接な関係等に照らすと、上記のような裁量権の濫用を基礎付ける事情を熟知して本件契約を締結したものと推認される。そうすると、本件契約は私法上も無効になるというべきである（最高裁昭和62年5月19日第三小法廷判決・民集41巻4号687頁参照）。

したがつて、財務会計行為13ないし25の支出命令も違法となることは明らかである。

また、本件変更契約も、上記のように本件事業を承継した島田市外6町が本件契約の内容を確認した趣旨のものにすぎないと評価されるから（2(3)ア）、当該契約締結も違法で、かつ、契約は私法上無効になるというべきである。そうすると、財務会計行為27ないし38の支出命令も違法となることは

明らかである。

また、本件清算契約も、本件契約が私法上有効であることを前提に、委託期間短縮に伴い、償却資産について本件契約上算定される残存債務を清算するという合意にすぎないものであるから（第2の2[2]）、契約締結は違法で、契約は私法上も無効であるから、財務会計行為³⁹も違法になることは明らかである。

4(1) そうすると、①桜井は、広域組合管理者としてした財務会計行為の違法を理由として、民法709条に基づき、広域組合が負った損害につき損害賠償をする義務があるところ、本件では、広域組合の有するこの損害賠償請求権のうち島田市に承継された部分（なお、上記のように、島田市は平成17年5月5日金谷町と合併したから、金谷町の分をも承継したものである。）につき、島田市長に対して請求を義務付けるべきことになる。また、②桜井は、広域組合解散後島田市長としてした財務会計行為の違法を理由として、島田市が負った損害につき損害賠償をする義務があるから、その分の請求も島田市長に義務付けるべきことになる。

もっとも、本件で問題となる損害賠償請求権は民法上の損害賠償請求権であるので、損害の額の有無、その額については、損益相殺が問題になる場合はこれを行った上で確定すべきものであるところ、財務会計上の行為により地方公共団体に損害が生じたとしても、他方当該行為の結果地方公共団体が利益を得ていて、損害と利益との間に相当因果関係がある場合には、損益相殺を行うべきである（最高裁平成6年12月20日第三小法廷判決・民集48巻8号1676頁参照）。

本件では、桜井の違法な財務会計行為によって広域組合及び島田市は損害を被ったが、他方で広域組合及び島田市はシ社が行った本事業の実施による利益を得ており、両者の間に相当因果関係のあることは明らかであるから、損益相殺をすべきである。

そこで、シ社が実施した本事業により広域組合ないし島田市が得た利益をどう評価するかが問題となる。その場合、違法な随意契約の方法によりされた本件契約において合意された委託料の額は直ちに広域組合ないし島田市の得た利益の評価額にはならないというべきである。むしろ、得た利益の額については、仮に違法な随意契約の方法によらず、原則どおり競争入札の方法が採られたならば、どの程度の金額をもって落札されたかを推定し、その額をもって上記利益の額と評価するのが相当である。そして、この点については、甲13の1ないし5によると、島田市の過去の清掃業務関連の委託契約（5例）について、落札価格の予定価格に占める割合（落札率）をみると、平均96.7パーセントであることが認められることその他の諸般の事情を総合勘案すると、本件で競争入札の方法が採られたならば、少なく見積もつても債務負担行為の額の97パーセントの額で落札されたものと推認することとする（本件では予定価額が決められていないから、債務負担行為の額を基準にこのように推認することとする。）。また、仮に競争入札ではなく随意契約の方法によったとしても、本件のように特定の1社のみにだけ債務負担行為の額等を明らかにして見積もりを出し直す機会を与えることはせずに、参加した業者全員に対し、見積もりの額が債務負担行為の額を超えていることを明らかにして、公平に再度見積もりを出し直す機会を付与するなど

したならば、同様、上記の額で見積もりが出され、その額で契約が締結されたものと推認されるというべきである。

(2) そうすると、広域組合及び島田市が受けた損害の額は以下のとおり算定される。

ア 落札されたであろう価格

$$2億0500万円 \times 97\% = 1億9885万円$$

イ 上記額についての年度ごとの支払の割振り

平成15年度

$$1億9885万円 \times 4087万8600 \text{ (平成15年度分支払額)} \div$$

$$2億0422万5000 = 3980万2715円$$

(月額は、初回分を $3980万2715 \times 344万5050$ (初回現実支払分 $\div 4087万8600$ (平成15年度分支払額)) $= 335万4379円$ と推定し、残額を11で割った $331万3485円$ (⑦) をその余の月額と推定する。)

平成16年度以降

$$1億9885万円 \times 4083万6600 \text{ (各年度分の支払額)} \div 2億$$

$$0422万5000 = 3976万1821円$$

ウ 広域組合の平成15年度分の支出のうち3月分(財務会計行為13に係る分)について被った損害

$$340万3050円 - 331万3485円 (⑦) = 8万9565円$$

うち島田市が承継した損害賠償分

$$8万9565円 \times 2530万9086 \text{ (平成15年度分の島田市及び)}$$

金谷町の負担分) ÷ 4087万8600 = 5万5452円 (①)

エ 広域組合の平成16年度分（財務会計行為14ないし25に係る分）の損害
4083万6600円 - 3976万1821円 = 107万4779円
うち島田市が承継した損害賠償請求権分

107万4779 × 2308万0112 (平成16年度分の島田市及び金谷町の負担分) ÷ 4083万6600 = 60万7445円 (②)

オ 島田市の平成17年度分（財務会計行為27ないし38に係る分）の損害
上記107万4779円 × 2344万3516 (平成17年度分の島田市及び金谷町の負担分) ÷ 4083万6600 = 61万7010円 (③)

カ 清算金の支払に係る分（財務会計行為39に係る分）の損害
落札推定額における清算額の推定

1億9885万円 × 2293万2000 (清算額) ÷ 2億0422万5000 = 2232万8452円

うち島田市分
2232万8452 × 1316万4829 (島田市及び金谷町の負担分) ÷ 2293万2000 = 1281万8343円
損害額 1316万4829 - 1281万8343
= 34万6486円 (④)

キ よって、①ないし④の合計額は162万6393円となる。したがって、被控訴人は、桜井に対し損害賠償として162万6393円及びこれに対する平成18年4月29日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を請求すべきことになる。

(3) 次に、上記のように本件契約、本件変更契約及び本件清算契約は無効であるから、当該財務会計行為に係る相手方であるシ社は、受領した金員のうち島田市に係る部分につき（なお、上記のように、島田市は平成17年5月5日金谷町と合併したから、金谷町の分も承継したものである。）不当利得の返還義務を負うというべきである。そして、シ社は悪意の受益者であるというべきである。

もっとも、他方で、シ社は本事業を遂行したから、その労務の提供等により広域組合及び島田市はその分利得していることが明らかである。したがって、広域組合及び島田市はシ社に対し当該利得の返還義務を負うものというべきであり、シ社の負う返還義務と広域組合及び島田市の負う返還義務は相殺されるべき性質のものである。そして、広域組合及び島田市が得た利得の額（上記事業遂行の客観的価格）は、(2)と同様にして算定するのが相当である。そうすると、本件で、被控訴人がシ社に対し不当利得返還請求をするべき額は、(2)の計算のとおり、162万6393円及びこれに対する平成18年4月29日から支払済みまで年5分の割合による利息とするのが相当である。

5 結論

そうすると、本件の訴えのうち財務会計行為1ないし12に係る部分はこれを却下すべきである。また、その余の部分については、被控訴人に対し、桜井及びシ社に対し、それぞれ162万6393円及びこれに対する平成18年4月29日から支払い済みまで年5分の割合による金員（ただし、両者は連帯債務の関係にある。）を請求すべきことを命じ、控訴人ら及びその余の第一審原告

らのその余の請求は棄却すべきである。

よって、原判決を主文のとおり変更することとする。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官 大 坪 丘

裁判官 宇 田 川 基

裁判官 足 立 哲

別表 違法とされる財務会計行為

年月日（平成）	財務会計行為の内容・性質	権限行使の主体
1 15年 4月 1 日	本件契約締結（支出負担行為）	広域組合管理者桜井
2 6月 6 日	4月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
3 6月 6 日	5月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
4 7月 9 日	6月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
5 8月 5 日	7月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
6 9月 3 日	8月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
7 10月 6 日	9月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
8 11月 5 日	10月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
9 12月 5 日	11月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
10 16年 1月 14 日	12月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
11 2月 13 日	1月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
12 3月 5 日	2月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
13 4月 26 日	3月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
14 5月 17 日頃	4月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
15 6月 11 日頃	5月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
16 7月 15 日頃	6月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
17 8月 12 日頃	7月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
18 9月 9 日頃	8月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
19 10月 12 日頃	9月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
20 11月 10 日頃	10月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井

21	12月 9日頃	11月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
22	17年 1月 11日頃	12月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
23	2月 10日頃	1月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
24	3月 7日頃	2月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
25	3月 23日頃	3月分ゴミ処理委託料（支出命令）	広域組合管理者桜井
26	4月 1日	本件変更契約（支出負担行為）	島田市長桜井
27	6月 17日頃	4月分ゴミ処理委託料（支出命令）	島田市長桜井
28	6月 17日頃	5月分ゴミ処理委託料（支出命令）	島田市長桜井
29	8月 4日頃	6月分ゴミ処理委託料（支出命令）	島田市長桜井
30	8月 16日頃	7月分ゴミ処理委託料（支出命令）	島田市長桜井
31	9月 8日頃	8月分ゴミ処理委託料（支出命令）	島田市長桜井
32	10月 11日頃	9月分ゴミ処理委託料（支出命令）	島田市長桜井
33	11月 10日頃	10月分ゴミ処理委託料（支出命令）	島田市長桜井
34	12月 8日頃	11月分ゴミ処理委託料（支出命令）	島田市長桜井
35	18年 1月 13日頃	12月分ゴミ処理委託料（支出命令）	島田市長桜井
36	2月 6日頃	1月分ゴミ処理委託料（支出命令）	島田市長桜井
37	3月 10日頃	2月分ゴミ処理委託料（支出命令）	島田市長桜井
38	4月 13日頃	3月分ゴミ処理委託料（支出命令）	島田市長桜井
39	4月 21日頃	本件清算契約締結と清算金の支払 （支出負担行為・支出命令）	島田市長桜井

これは正本である。

平成 21 年 9 月 9 日

東京高等裁判所第 9 民事部

裁判所書記官 市川智祥

